

えびす・ぱれっとホームからご報告

平成21年度より障害者自立支援法の指定事業所になります

現在渋谷区では、税制改正の影響を受け税収が大幅減になり、障害者福祉では、区の財政から切り離せるものや軽減できるものは、速やかに自立支援法(以下:支援法)下への移行を進めています。

ぱれっとでは支援法も含め、今後の具体的な方向性を今年度中に示すため、話し合いを進めていました。そんな中、支援法の条件を満たすえびす・ぱれっとホーム(以下:「ホーム」)を、次年度より支援法の指定事業所に移行して欲しいと、渋谷区から連絡が入りました。「来年度の移行が難しい場合はどうなるのか」という質問に対し、従来の補助金はなくなるとの返事が返ってきました。支援法に移行するかどうかの検討期間は1ヶ月余りしかなく、限られた選択肢の中で、まず職員間で共有し合い、理事の意見を伺い承認を得ました。9月中旬より移行に向けた具体的な動きに入り、現在、移行手続きを進めつつ、今後の方向性を模索しています。

●具体的な動きのご報告

移行の際、寮居住者は全員区分認定を受け、介護給付の受給者とならなければなりません。区分認定のためには、認定調査と医師の意見書が必要です。現在、「ホーム」で介護給付を受給している利用者は2名います。残り4名の認定調査日は、本人、保護者、調査員とホーム職員2名の予定を合わせて調整。認定の調査項目や医師の意見書の内容については、事前に職員がたたき台を作成し、職員会議や職員間で内容を検討し直してから、保護者会で保護者とともに対策を考える時間を取りました。主治医のいな

い利用者に関しては近隣の病院を探し、本人や保護者とともに職員1名も同行し、つながりを作りました。

10月中に認定調査や医師の意見書作成のための通院が終了し、現在は区分認定の結果を待っているところです。

えびす・ぱれっとホーム施設長 三森 紀子

●NPO 法人ほおずきの会の運営するグループホーム「クローバー」見学報告

9月26日(金)、2006年から自立支援法下に移行している“ほおずきの会”が運営するグループホーム「クローバー」を見学させていただきました。

クローバーは、障害程度区分3～6の知的障害のある女性4名が暮らすケアホームです。職員一人で入浴などを介助・支援をしていくことは大変そうに思いましたが、利用者4名という人数は一人ひとりを把握でき、深く関わることができ適した人数だと感じました。スタッフは、常勤が1名と非常勤が2名、アルバイトの方でシフトを組んでいました。

自立支援法下で運営するにあたっては、運営規定の作り方など大変苦勞な事であったことや、お金の流れが変わるため慣れるまでは大変だというお話も伺いました。自立支援法下で運営しているクローバーは、支援法で定める単価報酬で運営していますが、資金面でも苦勞な事があることがたくさんあるようでした。クローバーから、自立支援法下で運営されている話や疑問点など多くのことを教えていただき、新たに知識を深めることができました。

えびす・ぱれっとホーム職員 伊藤 遥